

平成 24 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 24 年 3 月 15 日（木）午後 1 時
場 所：教育委員会室

委員長	吉野 弘保
委員長職務代理者	松原 秀成
委員	早川 大府
委員	土田 アイ子
委員（教育長）	浅野 潤一

事務局	教育推進課長	土屋 典昭
	学務課長	住田 雅一
	指導室長兼教育研究所長	建部 豊
	学校施設担当課長	永井 博史

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山 繼典
	同 主査	岩生 裕治

	開会時刻 午後1時00分
吉野委員長	<p>ただいまから、平成24年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日、傍聴はございません。</p> <p>日程第1、署名委員を決定いたします。松原委員と土田委員にお願いいたします。</p> <p>日程第2、議題にまいります。はじめに、継続となっております平成23年陳情第3号を議題といたします。新たなご意見がありましたら、お願いいいたします。</p> <p>今後、江戸川区として借り入れた測定器で測定していくことだそうですけども、その情報がありましたら教えてください。</p>
住田学務課長	<p>健康部から消費者庁に貸与申請をしていた食材用の放射性物質の検査機器が2月末に入りまして、小岩健康サポートセンターの検査室にその機器が設置されました。そして、一昨日から区内で市販され、流通している食品を区で買い上げての検査が始まっております。</p> <p>これまでも出荷する県で検査が行われ、昨年の秋からは東京都が都内の市販流通品の検査を行っているわけですから、今回区が検査をするということで、さらに検査体制が充実されたことになります。</p> <p>学校給食も主に区内の市販流通品を使っておりますので、そういう意味では、学校給食の検査体制が強化されたと言えるかと思います。以上です。</p>
土田委員	<p>放射能を測定する機器もいろいろなものがあって、たやすく手に入るものもあります。そして、そういったもので測定することが、どうなのかということも問題になってきています。</p> <p>そういう中で、生産地の方、東京都、それから業者さんたちも神経を使って、検査をクリアしたものを見食に提供してくれているという現実をしっかり踏まえなければいけません。</p> <p>また、福島県の農業総合センターの調査では、玄米から精米し、炊飯するとセシウムが10分の1になるという結果も出たそうです。そういった情報もしっかりとらえていきたいと思います。</p>
松原委員	<p>他の自治体がやっている給食の検査というのは、長い期間の中の、ある1日の食材をミックスしての検査です。検出されていないということですが、出た場合もどれがというのもわりませんね。江戸川区の場合は、周りの状況</p>

	を見て対応してきているわけですし、状況を静観して、きちんと情報を得ていくという、このスタイルでいいのではないかなと思います。
早川委員	お弁当を持って来ている子が十数人いましたが、その後はどうですか。
学務課長	以前は15人でしたが、2月の調査では14人となっています。多少の入れ替わりもあります。
早川委員	今は給食だけを取り上げていますが、全体的に考えれば、江戸川区で健康の問題を扱うのは保健所です。 縦割りに、保育所だから、老人保健施設だから、あるいは病院だから別だという考え方にはならないわけです。 また、保健所は流通部門に対して立入調査権を持っているわけですし、子どもたちは給食以外の食事をしているですから、保健所が機器を借りたというのは、その辺りの考え方が整理されてきていると思います。
委員長	区での調査結果は、公表されるのでしょうか。また、すぐ出るものなのでしょうか。
学務課長	保健所での検査結果は、ホームページ等で公表されます。 公表のタイミングですが、今回、消費者庁から借りた機器はN a Iシンチレーションサーベイメータという簡易型のものでして、もし測定で一定以上の数値が出た場合には、ゲルマニウム半導体検出器を持っている東京都にサンプルを送り、改めて検査をした結果を公表するということになります。
委員長	他にはよろしいですか。他になければ、今回も継続という形でよろしいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
委員長	それでは、平成23年陳情第3号は継続といたします。 次に、第14号議案を議題とします。事務局から説明をお願いします。
土屋 教育推進長	第14号議案は指定有形民俗文化財の指定解除の諮問についてでございます。経過を申し上げますと、一昨年末に宇田川家の長屋門が古くなり、維持

	<p>が難しいということで、所有者から解体したい旨の届け出が教育委員会宛てに提出されました。文化財保護審議会では調査のうえ、それに応じるという方向で話し合いが行われていました。</p> <p>ところが、その調査が先生の都合等もあって1年間できずにおきましたところ、所有者も相当期間経過したということもあって、結果として、この3月6日に解体したということです。</p> <p>部材を残しながら、後の一歩復元の可能性も残しての解体ということですが、所有者から滅失届が提出されましたので、審議会に諮りまして、残っている部材で復元したときに、果たして文化財的な価値があるのかどうかも含めて確認しながら、結論を出したいということです。</p> <p>今回は、この届け出があったということについてのご説明と、審議会にその旨を諮問するという議案でございます。よろしくお願ひします。</p>
委 員 長	いかがでしょうか。
早 川 委 員	指定している文化財の所有者から1年前に届け出があったのに、この間に調査が行われなかつたというのは問題です。これは行政の怠慢と言われても仕方がない。真摯に反省すべきではないかと思います。
松 原 委 員	審議委員の先生方の動きはどうなつていたのですかね。
教 育 推 進 長	この分野の専門家の先生にお願いをしていたのは事実なのですから、これは言いわけになつてしまふのですが、実は外国へ行っていたこともあります。なかなかスケジュールが組めなかつたということあります。結果として1年遅れになつたということは、本当に反省すべきことだと考えております。
早 川 委 員	この所有者と感情的にこじれていなかつたことと、門前にある「行徳道」の石の処置をお願いしますと書いてありますが、これがどうなるか、その2点について教えてください。
教 育 推 進 長	窓口へお持ちになつたときのやりとりの様子からは、感情的な話は出ておりませんが、別の方からの話ですと、やはり1年以上ということでの思いを表明されているようです。

親水公園と長屋門を一体として景観条例が適用されていることも踏まえて、事業者側も後で復元できるような解体をしておりますが、残してある部

	材も含め、行徳道の石も現場を確認して対応していきたいと考えております。
早川委員	文化財に指定されると、自分の物でありながら自分の物でないように、教育のためにご協力をいただいているわけですから、一度はきちんと謝りに行った方がいいというのが私の意見です。
教育推進長	ごもっともだと思います。
委員長	そういうことも含め、第14号議案については、文化財保護審議会に諮問するということにさせていただきます。よろしいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
委員長	次に、第15号、16号、17号議案は関連するものですので、一括して審議することといたします。事務局から説明をお願いします。
教育推進長	<p>今年度末で船堀小学校の警備2名が定年退職となり、これで警備全員が退職となりますので、そのことに伴う規程の廃止、改正を行うものです。</p> <p>第15号議案につきましては、警備の勤務についての規程ですので廃止となります。</p> <p>第16号議案は、被服貸与規程ですが、貸与の対象職種から警備を削除するものです。</p> <p>第17号議案は、学校職員が週休日や休日の出退勤時に、警備員に申し出るという条文が残っていたのを削除するというものでございます。3月31日付の退職となりますので、4月1日施行とさせていただきます。</p>
早川委員	退職後は機械警備、無人警備となって、何かあったときに、警備会社が駆けつけるということですよね。治安が悪くなれば、人がいなければだめだということになる可能性はありますが、ともかく、これで完結したということですね。
委員長	今の船堀小学校もそうですし、松江小学校や二葛西小もそうですけど、今、改築の仮設校舎がありますが、その部分はどうなのですか。

永井 学校施設担当 課長	仮設工事につきましても機械警備を入れております。
委 員 長	<p>他になれば、第15号議案、第16号議案、第17号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
委 員 長	<p>それでは、原案どおりに決定いたします。</p> <p>次に、第18号、第19号議案も関連するものですので、一括して審議することといたします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進長	<p>第18号議案は、幼稚園教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正、第19号議案は学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてです。</p> <p>これは、幼稚園教育職員の育児参加休暇導入に伴う規程の整備として、元となる条例の改正については以前教育委員会でお諮りしましたが、今、開会中の議会で可決される見込みです。</p> <p>育児参加休暇は男性職員が、配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇として、区職員にも同時に導入されるものでございます。</p> <p>第18号議案は、この休暇を取得できる期間や日数など詳細を規定するという規則改正となります。第19号議案は、都の教職員には既にこの休暇が導入されておりまして、出勤簿整備規程の育児参加休暇の項目に、括弧書きで県費負担教職員のみとあるのを削る改正を行うものです。</p> <p>いずれも4月1日からの施行を予定しております。以上でございます。</p>
委 員 長	<p>この件についてご意見はございますか。</p> <p>第18号議案、第19号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
委 員 長	<p>それでは、原案どおりに決定いたします。</p> <p>次に、第20号議案を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>

建部 教育研究所長	<p>第20号議案、江戸川区教育研究所条例施行規則の一部改正についてご説明します。</p> <p>現在、上一色南小学校内にある本一色教育相談室を、さらに生活指導支援の強化をすることと、あわせて人員を増やす関係もありまして、閉園する小岩第一幼稚園の跡に、名称を東小岩教育相談室と変更して移設することに伴う規則改正となります。</p> <p>実際の東小岩の運営は5月1日からを予定しているため、改正の規則は5月1日の施行ということとさせていただいております。以上です。</p>
委員長	いかがでしょうか。
松原委員	今ある本一色相談室はどうなりますか。
教育研究所長	東小岩に移設後は上一色南小学校の教室の一つとなりますので、本一色からは研究所の人員はいなくなります。
土田委員	内装などの改修工事を行うのでしょうか。
教育研究所長	トイレが幼児用ですので改修しますけども、大規模な改修は特に予定しておりません。これまで職員室だったところをスタッフルームとし、子どもたちの部屋だった場所で保護者の相談を受けようと考えております。
土田委員	こういう相談室というのは、敷居が高いというか、入りにくいというか、誰かに見られるのは嫌だという人も結構いらっしゃるので、そういう部分の配慮はしていただいたほうがいいかなと思います。
教育研究所長	<p>実は、これまでの本一色教育相談室は小学校の中にあるということからか、来館相談はほぼ皆無で、実際には不登校の個票管理を中心に運営されていました。</p> <p>東小岩でも教育相談と銘打っておりますので、保護者の相談を受け付けるという態勢にはしますが、臨床心理士を1人配置して、ここから職員を派遣して学校で相談するという体制が主になるかなと予想しております。</p> <p>ただ、委員がおっしゃったように、来られる方への配慮もしていきたいと思います。</p>

委 員 長	<p>今回、この施設の2階に子育てひろばのような機能も入るということで、これまで敷居が高かったということですけど、小さいお子さんを連れたお母さんたちが出入りすることで、飾りつけも少し変わるでしょうし、相談する方も何となく出入りしやすくなるような、今までと違った雰囲気になるのではないかなという期待もあります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
	<p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
委 員 長	<p>それでは、第20号議案は原案のとおり決定いたします。次に、第21号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
建部指導室長	<p>第40回関東中学校ソフトボール大会開催に伴う教育委員会後援名義使用承認について説明させていただきます。</p> <p>関東中学校ソフトボール大会は、関東各都県の持ち回りで行われておりますが、今回8年ぶりに東京都の開催となり、会場が江戸川区ということで、後援申請が来ております。</p> <p>期間は8月6日から9日の4日間、会場は江戸川区球場と臨海球技場の2か所です。参加校は各都県男子が1校、女子が2校ということで、予選は7月に行われるとのことです。説明は以上です。</p>
委 員 長	<p>何かご意見があればお願ひいたします。</p>
土 田 委 員	<p>この1人当たりの金額1,500円というのは、保険料か何かで参加者全員から徴収するのでしょうか。といいますのは、いくつか企業が後援しているようですので、こうしたところにご負担はいただけないのかなと思ったものですから。</p>
指 導 室 長	<p>今いただいている資料では、支出項目として会場使用料や表彰費、消耗品、これはボール、石灰、看板等となっております。1,500円の使い途等については、もう一度確認して、次回に報告させていただきます。</p>
委 員 長	<p>よろしくお願ひします。他にはよろしいですか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>

委 員 長	<p>それでは、第21号議案については後援名義の使用を承認するということで決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
委 員 長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>次に、日程第3、教育関係事務報告にまいります。はじめに、報告第11号について、事務局からお願ひします。</p>
教育研究所長	<p>2月分のいじめ電話相談についてご報告申し上げます。</p> <p>2月の電話相談は12件でした。例年と比べて倍ほどになっております。この背景として、2月10日過ぎに子ども家庭支援センターとタイアップした教育相談カードを全児童、生徒に配布しましたが、そこに電話相談の番号も明記しておりましたので、その影響もあったのではととらえております。</p> <p>この12件のうち8件については学校名もわかつておりますので、それぞれ学校に連絡を入れ、確認が取れております。</p> <p>その他の4件については匿名ということで後追いが十分できていませんが、カードの配布によって相談窓口が周知されたという面での評価はしております。今後も相談が増える可能性はありますが、一つ一つ対応していくたいと考えております。以上です。</p>
委 員 長	<p>この件について何かご質問はござりますか。</p> <p>特になければ、続いて報告第12号について事務局からお願ひします。</p>
指 導 室 長	<p>今回で7回目となります江戸川の稚アユ救出作戦への後援名義使用承認についてです。</p> <p>平成24年4月15日の日曜日、10時から江戸川河口出張所及び江戸川水閘門周辺で、幼児・小中学生・保護者を対象に開催されます。1人当たり保険代等々で200円の徴収となっております。昨年度は約500名参加した中で約7割、350名ほどが江戸川区の小・中学生だったそうです。</p> <p>この会場周辺の篠崎小学校、篠崎三小、篠崎五小等の学校にチラシを配布して、周知をすることになっております。説明は以上です。</p>

委 員 長	参加する、しないはご本人の判断でしょうけど、放射性物質が溜まつたりはしていない場所だとか、そういう情報はありますかね。
早 川 委 員	いい行事なのに後からそういうことがわかるといけませんからね。あと、主催者が意識しているかですね。
指 導 室 長	主催者には、こういうご意見が出たということを伝えて、参加者への説明等も含めてお願ひしたいと思います。
松 原 委 員	承認する側の責任もありますからね。
土 田 委 員	具体的にどういうふうに稚アユを救うのでしたっけ。
教 育 推 進 長	水門は閘門式ですので水位が異なり、アユが上流に昇れずにたまってしまいます。それを網ですくい上流に放してあげるというものです。
委 員 長	他になれば、報告第12号を了承いたします。 次の報告第13号、第14号は人事に関する案件であるため、ここより江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会としたいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	[全員挙手]
委 員 長	賛成多数と認めまして、これより会議は秘密会といたします。 [以下、秘密会により非公開] [第13、14号議案の審議終了]
	以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。
	閉 会 時 刻 午後1時45分